

※この資料は現時点 (R6. 2. 19) のものであり、
今後、変更する可能性があります

令和6年能登半島地震による 被災された漁業者の皆様への支援について

令和6年2月
石川県農林水産部

令和6年能登半島地震により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地震により、操業の再開・継続に不安をお持ちのことと思いますが、農林水産業の復興なくして能登の復興はありません。

この資料は、被災された漁業関係者の皆様が、操業再開に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、下記の相談窓口までお問い合わせください。

支援事業に関するお問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課

TEL：076-225-1651

目 次

○漁業者

＜運転資金・雇用関係＞

- 1 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい 1
- 2 漁船保険・漁獲共済の支払金が早急に欲しい 2
- 3 漁業を再開するまでの間、他の港で働きたい 3
- 4 被災した漁業者を一時的に雇用したい 4

＜漁港や漁場の漂流物や堆積物の除去・漁船の移動＞

- 5 被災した漁場の再生・回復、漁船の移動を行いたい 5
- 6 漁場の環境変化や水深の変化を確認したい 6

＜漁船や漁具の復旧＞

- 7 被災した漁船・漁具を購入・修理したい 7
- 8 被災した養殖用の資材を新たに購入したい 9
- 9 漁船・漁具等の購入資金を借りたい 10

○県漁協、団体等

- 10 被災した荷捌き施設・製氷貯氷冷蔵施設・給油施設等を
修理・再整備したい 12
- 11 製氷機や給油施設が復旧するまでの間、氷・燃油を
確保したい 15
- 12 漁港の復旧について相談したい 16
- 13 岩のり畑の復旧について相談したい 17

○その他

- 14 なりわい再建支援補助金 18

1 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

① JFマリンバンク災害緊急資金

- ・貸付限度額：600万円（短期・長期資金合算）
- ・償還期限 短期資金：1年、長期資金：10年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利0.5% → 0%）
- ・原則、実質無担保・無保証人

② 農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費の全額（ただし、上限1,200万円）
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間実質無利子（基準金利0.6～0.85% → 0%）
- ・実質無担保・無保証人

2 支援対象者

被災された漁業者

3 必要書類

被災証明書

※ 貸付条件や必要書類など、詳しくは「4 問い合わせ先」まで
ご相談願います。

4 問い合わせ先

東日本信用漁業協同組合連合会石川支店（既往債務、運転資金①）

TEL：076-234-8821

（株）日本政策金融公庫金沢支店（既往債務、運転資金②）

TEL：076-263-6471

事業名：能登半島地震被害対策資金
担当：石川県農林水産部 水産課

2 漁船保険・漁獲共済の支払金が早急に欲しい

1 支援内容

(1) 漁船保険・漁獲共済における保険金・共済金の早期支払い

- ・ **漁船保険**：請求時の添付書類の一部省略、見積書に代わる漁船保険組合の判断による損害認定など、保険金の早期支払いと請求手続きの簡素化に対応
- ・ **漁獲共済**：地震発生以前に開始した契約で、現契約期間の終わりまでに操業再開の見込みがない場合、共済金の支払対象となる方については、早期支払いが可能

(2) 契約の更新手続きに関する特別措置

- ・ **漁船保険**：次の保険期間の開始までに保険料の払込ができない場合にあっても、漁船保険組合での加入申込書の作成をもって契約が更新されたものとみなす
- ・ **漁獲共済**：被災により契約の更新の確認が取れない方は、掛金の払込を一部猶予し、契約が更新されたものとみなす

※支援内容についての詳細は「3 問い合わせ先」まで

2 支援対象者

被災された漁業者

3 問い合わせ先

＜制度に関すること＞

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

TEL：076-225-1657

＜保険金・共済金の支払い等に関すること＞

日本漁船保険組合石川支所

TEL：076-225-8893

全国合同漁業共済組合石川県事務所

TEL：076-234-8824

3 漁業を再開するまでの間、他の港で働きたい

1 支援内容

地元での漁業を再開するまでの間、他の港で働きたい場合、一時的な雇用先（漁業研修先）を紹介

※雇用先（漁業研修先）など、詳しくは「3 問い合わせ先」までご相談願います。

2 支援対象者

被災した漁業者で、研修終了後も漁業を継続することが見込まれる方

3 問い合わせ先

<制度に関すること>

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

TEL : 076-225-1657

<事業実施に関すること>

石川県漁業協同組合

TEL : 076-234-8818

事業名：漁業復興担い手確保支援事業
担当：石川県農林水産部 水産課

4 被災した漁業者を一時的に雇用したい

1 支援内容

漁業者が、被災した漁業者を一時的に雇用して研修する場合に助成

(1) 座学研修

座学研修講師指導謝金(2,350円/時間、1日2時間以内、3日以内)

(2) 漁ろう技術習得研修

① 研修指導費：最大188,000円/月(最長24か月)

(海上：4,700円/時間、1日2時間以内、1か月あたり20日以内)

(陸上：2,350円/時間、1日4時間以内、1か月あたり20日以内)

② 安全対策費(ライフジャケット、ヘルメット等)：実費

保険料(労災保険等)：実費

研修移動費(転居に伴う移動に係る旅費)：実費

研修教材費(雨合羽、長靴等)：実費

③ 居住費：最大27,000円/月

2 支援対象者

受入側の要件：指導者(漁業士、もしくは漁ろう長または漁ろう長と同等以上の漁業に関する技術や知識を有する者)を置く漁業経営体

受入可能な漁業者の要件：被災した漁業者で、研修終了後も漁業を継続することが見込まれる方

3 問い合わせ先

<制度に関すること>

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

TEL：076-225-1657

<事業実施に関すること>

石川県漁業協同組合

TEL：076-234-8818

事業名：漁業復興担い手確保支援事業
担当：石川県農林水産部 水産課

5 被災した漁場の再生・回復、漁船の移動を行いたい

1 支援内容

漁業者等が行う漂流・堆積物の除去など漁場の復旧・回復に取り組む活動（人件費・用船料等）を支援

(1) 藻場の保全

- ・藻場に悪影響を及ぼす浮遊・堆積物の潜水作業等による除去
- ・地盤隆起や津波により消失した藻場の再生に係る活動 ほか

(2) 内水面の生態系の維持・保全・改善

- ・河川に流入した土砂や流木等の除去 ほか

(3) 漂流、漂着物、堆積物等の処理・除去

- ・海岸における漂着したゴミの回収・仕分・運搬・処理
- ・海中の漂流ゴミや海底に沈んだ漁具等の底曳網を活用した回収・処分
- ・漁場環境回復に支障があると考えられる漁船の移動 ほか

※ 活動回数について上限を設ける場合があります。
詳しくは「4 問い合わせ先」までご相談願います。

2 支援対象者

漁業者等が構成員となった活動組織（漁協支所がとりまとめ）

3 負担割合

なし（国が全額負担）

4 問い合わせ先

<制度に関すること>

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

TEL：076-225-1657

<活動に関すること>

石川県漁業協同組合

TEL：076-234-8823

事業名：漁場復旧対策支援事業
担当：石川県農林水産部 水産課

6 漁場の環境変化や水深の変化を確認したい

1 支援内容

漁業者等が漁場の海底地形や水深、藻場の変化を確認するための活動を支援

- ・ 海底地形や堆積物の状況把握のための潜水調査や水深調査
- ・ 漁場に生息する魚種等の変化、藻場の変化を把握するための調査

ほか

※ 活動回数について上限を設ける場合があります。
詳しくは「4 問い合わせ先」までご相談願います。

2 支援対象者

漁業者等が構成員となった活動組織（漁協支所がとりまとめ）

3 負担割合

なし（国が全額負担）

4 問い合わせ先

<制度に関すること>

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

TEL：076-225-1657

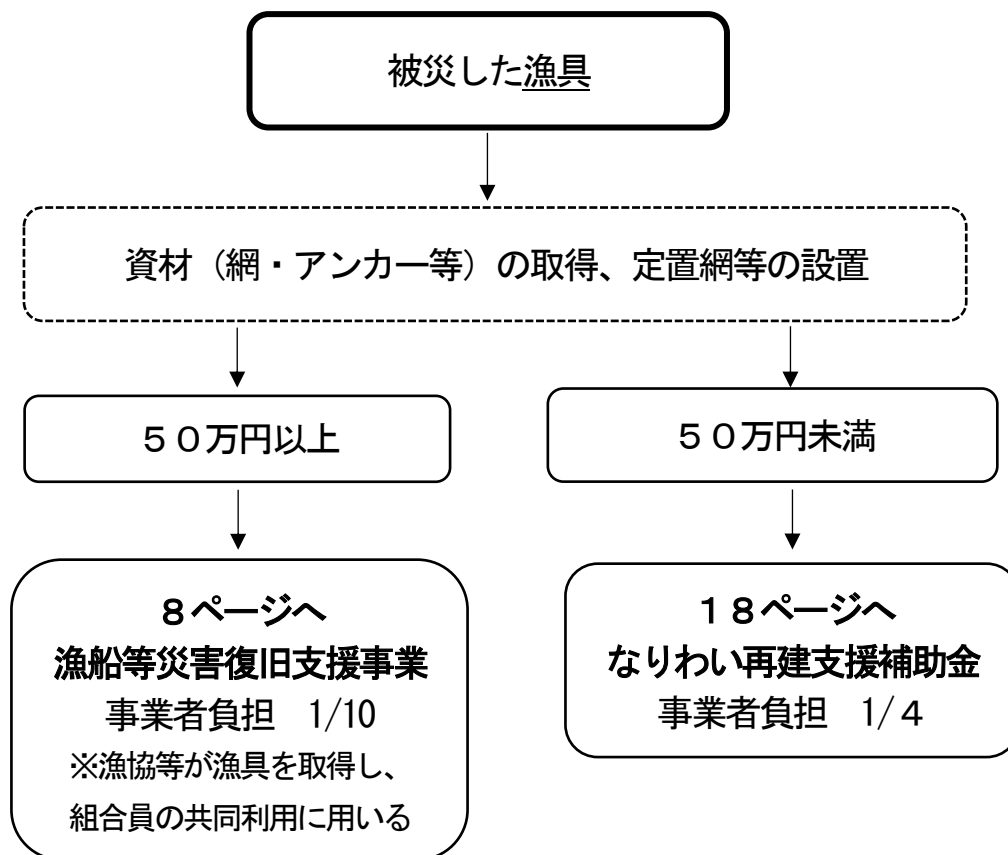
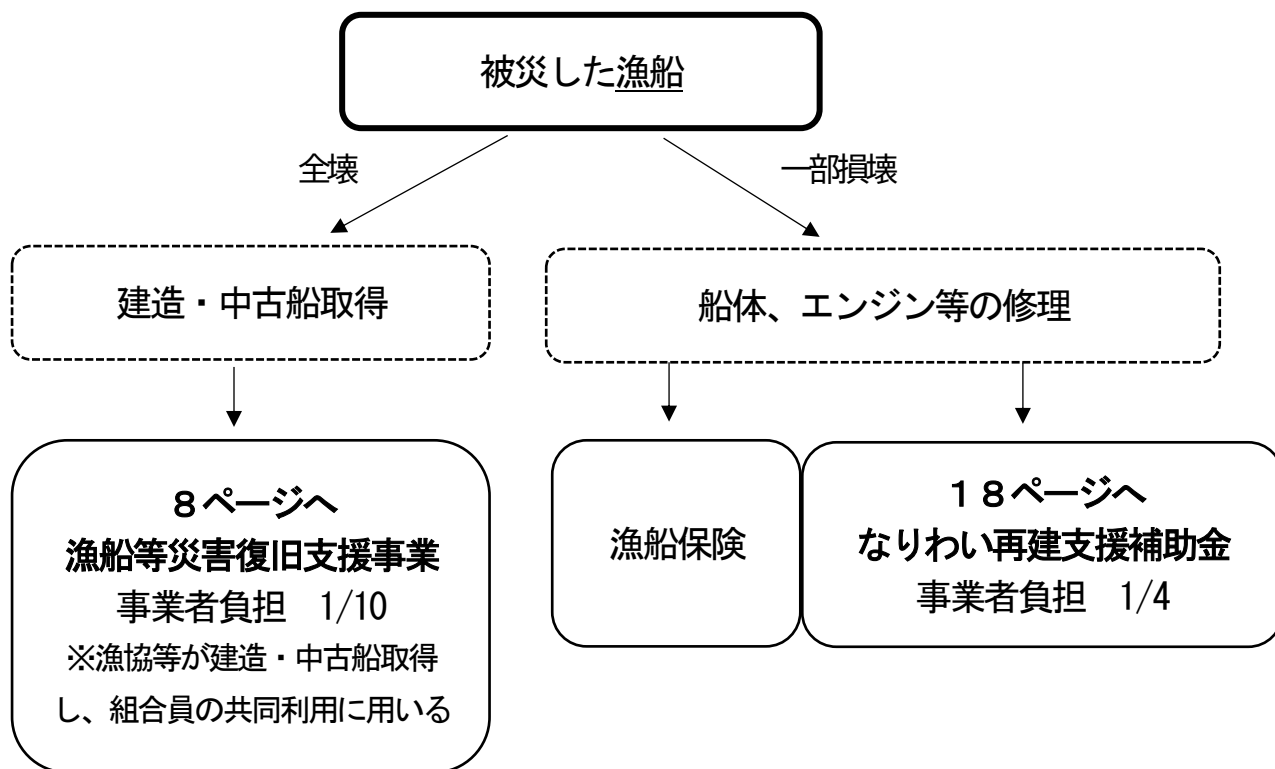
<活動に関すること>

石川県漁業協同組合

TEL：076-234-8823

事業名：漁場復旧対策支援事業
担 当：石川県農林水産部 水産課

7 被災した漁船・漁具を購入・修理したい ①



7 被災した漁船・漁具を購入・修理したい ②

1 支援内容

漁船等に被害を受けた漁業者のために漁協等が共同利用に供する漁船の建造や中古船取得、漁具の導入に対して支援

(1) 漁船建造

対象：漁船建造に要する経費（船体、機関、設備関係）

(2) 中古船取得・修繕

対象：中古船の取得費、運搬費及び修繕費

(3) 漁具

対象：資材費（網・アンカー等）、定置網等の設置費

2 支援対象者

漁船や漁具が被災した漁業者

3 事業実施主体

漁業協同組合等

4 事業実施主体の負担割合

1/10（国：10/30、県：11/30、市町：6/30）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象（沿岸漁業改善資金は除く）

5 必要書類

被害状況調書（市町経由）、被災状況が確認できる写真

6 問い合わせ先

＜制度に関すること＞

石川県農林水産部 水産課漁業管理グループ

TEL：076-225-1653

＜事業実施に関すること＞

所属する石川県漁業協同組合支所・出張所

事業名：漁船等災害復旧支援事業
担当：石川県農林水産部 水産課

8 被災した養殖用の資材を新たに購入したい

1 支援内容

被災した養殖業者が行う養殖用の資材（生け簀・ブイ・ロープ・ポンプ等）の購入を支援

（※交付決定前の事業着手不可）

2 支援対象者

養殖経営体又は養殖経営グループ
（かき養殖・とりがい養殖・魚類養殖等）

3 支援対象者の負担割合

1／2（上限5,000万円）

4 必要書類

被災状況が確認できる写真

5 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課企画流通グループ
TEL：076-225-1652

事業名：養殖生産体制復旧対策事業
担当：石川県農林水産部 水産課

9 漁船・漁具等の購入資金を借りたい ①

1 支援内容

(1) 漁船・漁具等(※)の購入に必要な資金を貸付

① 農林漁業施設資金

貸付限度額：1施設1,200万円または負担額の100%

② 漁業近代化資金

貸付限度額：漁船9,000万円、漁具等1,800万円

※漁網、エンジン、補機関、レーダー等

※県による無利子資金（沿岸漁業改善資金（P.11））の貸付も可能

(2) 貸付当初5年間実質無利子・無担保・無保証人

（令和6年2月15日現在 貸付金利（1）①1.0%、②1.0%）

(3) 貸付当初5年間債務保証料免除

（令和6年2月15日現在 保証料（1）① -、②0.49%（20t以上の漁船は0.56%））

2 支援対象者

被災された漁業者

3 必要書類

被災証明書

※ 貸付条件や必要書類など、詳しくは「4 問い合わせ先」まで
ご相談願います。

4 問い合わせ先

（株）日本政策金融公庫金沢支店（農林漁業施設資金）

TEL：076-263-6471

東日本信用漁業協同組合連合会石川支店（漁業近代化資金）

TEL：076-234-8821

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 水産課

9 漁船・漁具等の購入資金を借りたい ②

1 支援内容

沿岸漁業改善資金

漁具等(※)の購入に必要な資金を無利子で貸付

※ エンジン、補機関、レーダー、ウインチ、魚群探知機等
詳細は「6 問い合わせ先」まで

2 支援対象者

沿岸漁業を営む個人・法人（常時使用従業員 20 名以下）

3 貸付利率

無利子【貸付限度額：2,800 万円】

4 既往貸付

被災された漁業者については、償還期間の延長や据置期間を組み入れた返済猶予を措置

5 必要書類

被災証明書

6 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課経営指導グループ

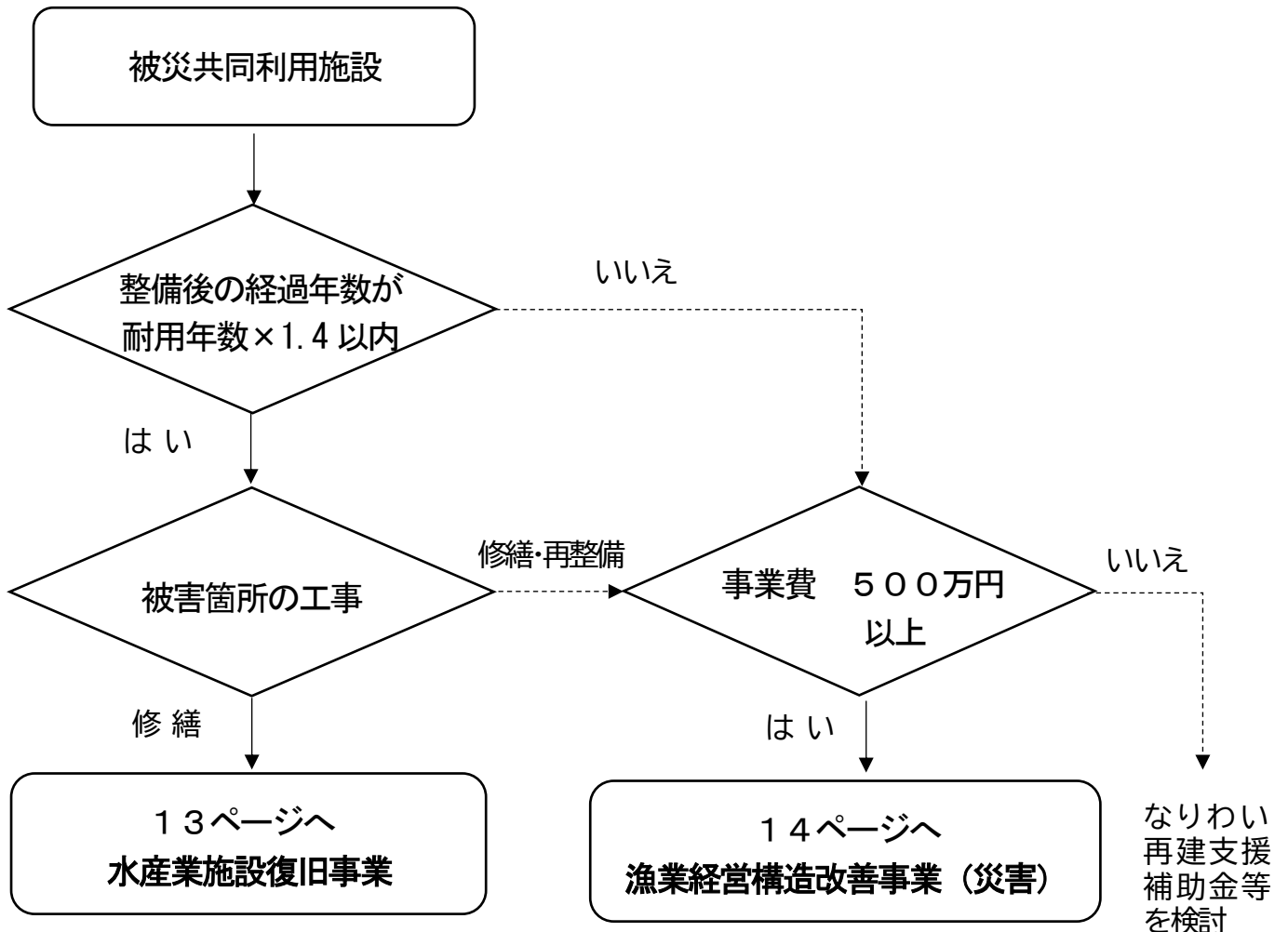
TEL：076-225-1657

事業名：沿岸漁業改善資金

担当：石川県農林水産部 水産課

10 被災した荷捌き施設・製氷貯氷冷蔵施設・給油施設等を修繕・再整備したい ①

共同利用施設の修繕・再整備に対する支援メニュー



※事業の金額、内容によっては「なりわい再建支援補助金」の活用も考えられるため、詳しくはご相談ください

◇共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等における留意事項◇

共同利用施設等の再建・修繕の事前着工等の際には、水産課までご一報ください。また、それぞれの共同利用施設ごとに次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

- (1) 施設等の被害の状況がわかるメモ（例：荷さばき所中央部に幅〇cm、長さ〇cmの亀裂）と写真（メジャーなどをあてて撮ってあるとわかりやすい）、平面図等
- (2) 事業の対象となる取組に係る発注書、納品書、請求書等の書類

10 被災した荷捌き施設・製氷貯氷冷蔵施設・給油施設等を修理・再整備したい ②

1 支援内容

地震により被災した漁業協同組合等が所有する共同利用施設（荷さばき施設、給油施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設等）の修理

※ 助成対象

漁業協同組合等が所有する水産業共同利用施設で、整備後の経過年数が耐用年数の1.4倍以内の災害復旧事業

2 事業実施主体

漁業協同組合等

3 事業実施主体の負担割合

区分		採択基準	補助率等	
			40万円までの部分	40万円を超える部分
一般災害		40万円以上	2/10	
激甚災害	告示地域※	13万円以上	4/10	9/10
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10

※告示地域は令和7年3月に告示予定。

4 必要書類

被災状況が確認できる写真

5 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

TEL：076-225-1655

事業名：水産業施設復旧事業（共同利用施設）
担 当：石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

10 被災した荷捌き施設・製氷貯氷冷蔵施設・給油施設等を修理・再整備したい ③

1 支援内容

被災した地域における水産業の速やかな復旧に必要な、水産業共同利用施設（荷さばき施設、給油施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設等）の整備または修理（共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去等の費用を含む）

2 事業実施主体

県、市町、漁業協同組合等

3 事業実施主体の負担割合

3/10（国 5/10、県 1/10、市町 1/10）

※蓄養施設、加工処理施設、漁獲物運搬施設、漁船保全修理施設については、国4/10

4 採択要件

事業費 500 万円以上

※一部例外あり（給油施設：300 万円以上 等）

5 必要書類

被災状況が確認できる写真

6 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

TEL：076-225-1655

事業名：漁業経営構造改善事業（災害）

担 当：石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

11 製氷機や給油施設が復旧するまでの間、 氷・燃油を確保したい

1 支援内容

製氷施設や給油施設が被災したことにより、操業に用いる氷や燃油を遠隔地から運ぶために必要な経費を支援

- (1) 漁獲物の鮮度保持に必要な氷の確保
遠隔地からの氷の確保のための運送費
- (2) 操業に必要な燃油の確保
遠隔地からの燃油確保のための運送費

2 支援対象者

漁業者

3 事業主体

石川県漁業協同組合

4 漁業者の負担割合

1/2 (県1/2)

5 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課企画流通グループ

TEL : 076-225-1652

事業名：操業再開支援応急対策事業
担 当：石川県農林水産部 水産課

12 漁港の復旧について相談したい

現在、被災状況については、漁港管理者（県・市町）で確認を行っています。特に輪島市から珠洲市にかけての、地盤の隆起により機能が損失した漁港の復旧については、今後、国の参画による専門的調査を行い、検討する予定です。

災害復旧事業の概要については、以下のとおりです。

1 事業内容

地震により被災した、県及び市町が管理する漁港施設（岸壁・物揚場・防波堤・臨港道路等）の復旧

2 事業名

公共土木施設災害復旧事業

3 事業主体

県、市町

国庫負担率 2／3 激甚災害指定の場合 83%（過去5か年の実績）

県・市町 1／3

4 事業の流れ

- ・ 現在、災害査定に向けて調査・設計中
- ・ 3月から順次災害査定を実施し、査定確定後に工事発注

※応急的な補修や急を要する施設の復旧については、査定前に着工可能ですので「5 問い合わせ先」にご相談ください

5 問い合わせ先

石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

TEL：076-225-1655

事業名：公共土木施設災害復旧事業

担当：石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

13 岩のり畑の復旧について相談したい

現在、被災状況については、管理者（県・市町）で確認を行っています。
災害復旧事業の概要については、以下のとおりです。

- 1 事業内容
地震により被災した、県及び市町が管理する漁場施設（岩のり畑）の復旧
- 2 事業名
漁業用施設災害復旧事業（国事業：暫定法に基づく災害復旧事業）
- 3 事業実施主体
県、市町等
国庫負担率 6.5/10、県・市町等 3.5/10

※応急的な補修や急を要する施設の復旧については、査定前に着工可能ですので「4 問い合わせ先」にご相談ください

- 4 問い合わせ先
石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室
TEL：076-225-1655

事業名：漁業用施設災害復旧事業
担 当：石川県農林水産部 水産課漁港漁村整備室

14 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設・設備、機械、店舗などの復旧費用等

- (1) 資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地・排土費等を含む
- (2) 車両やパソコンなど業務以外にも利用する可能性がある機械等は対象外
- (3) 原則、従前の施設・機械と同程度の能力までの修繕・再取得が対象
ただし、
 - ① 新分野事業に取り組む場合、施設・機械の能力増強が可能
※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで
 - ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、機械の入替が可能
(詳しくは、お問い合わせください。)

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助（詳細は2月下旬頃、決定）

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・機械について保険・共済への加入が必要
※ 小規模企業者は保険・共済加入に変わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書が必要
- ・ 令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類が必要

5 問い合わせ先

なりわい補助金相談窓口 TEL：0570-076-225

事業名：なりわい再建支援補助金
担 当：石川県商工労働部 経営支援課